

下肢創傷処置管理料の新設による

「下肢創傷処置に関する適切な研修」の実施について

日頃より学会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度診療報酬改定におきまして、下肢創傷処置管理料（500点/月1回に限り）が新設されました。こちらの施設基準として「下肢創傷処置に関する適切な研修を終了している常勤の医師が1名以上勤務していること」が挙げられております。

この「下肢創傷処置に関する適切な研修」について当学会にて開催をおこなっておりました「学会認定師セミナーver.2」が該当するとの疑義解釈が発表されました。本件に関しまして担当委員会にて検討したところ、これまでの「学会認定師セミナーver.2」の内容を踏まえて新しく「下肢創傷処置・管理のための講習会」を行うこととなりました

「下肢創傷処置・管理のための講習会」は、これまでの認定師セミナーver.2の内容に加え、ver.1に含まれていた免荷に関する講義内容についてバージョンアップしたものを含む予定です。

なお、「下肢創傷処置・管理のための講習会」は学会にご入会いただかなくても受講いただくことを可能とし、7月中の受講開始を目指し準備を進めております。全国の皆様にオンラインで受講いただける、eラーニング形式を予定しております。

詳細決定次第、当学会ホームページにて改めて告知させていただきます。

令和4年度診療報酬改定 厚生労働省告示

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

日本フットケア・足病医学会

理事長 寺師浩人

下肢潰瘍の創傷処置アドホック委員会委員長 大浦紀彦